

茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託 企画提案者選考実施要領

1 趣旨

この要領は、茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

事項	内容
(1) 業務の名称	茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託
(2) 発注者	茅ヶ崎市
(3) 業務の内容	本市は、市制施行 80 周年を迎えるにあたり、これまでの歩みと現在の茅ヶ崎らしい暮らし、地域の魅力、未来への期待を市内外に効果的に発信することを目的として、記念動画を制作する。本業務は、動画の企画構成、撮影、編集、音響、テロップ、権利処理、納品等を一体的に行うものである。詳細は、別紙「茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託仕様書」による。
(4) 契約期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
(5) 履行場所	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号ほか、本市が指定する場所
(6) 契約限度額	1,303,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザル方式による選考に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当しないこと。
- (7) 動画制作、映像制作、地域プロモーション、自治体広報又はこれらに類する業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。
- (8) 本市の指示及び協議に柔軟に対応でき、令和 9 年 3 月 31 日までに確実に成果品を納品できること。
- (9) 著作権、肖像権、音楽著作権、素材利用許諾等について、適切に処理できる体制を有すること。
- (10) 神奈川県内に本店または支店を有する法人であること。

4 選考方針

(1) 企画提案者の選考は、本市の職員で構成する「茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託企画提案者選考会議」（以下「選考会議」という。）を設置し、選考会議において行うものとする。なお、選考会議の設置にあたっては、必要に応じて要綱等を定め、組織、会議、意見の聴取その他必要な事項について明示するものとする。

(2) 本プロポーザルは、企画提案書、実力書及び見積書を基にした選考（以下「書類選考」という。）と、提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）に基づいた選考（以下「最終選考」という。）により行うものとする。

(3) 参加者が 3 者以下の場合は、原則として参加資格を満たす全ての者をプレゼンテーションの対象とする。参加者が 4 者以上であった場合は、書類選考により上位 3 者をプレゼンテーションの対象とする。

5 実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開	令和 8 年 7 月 17 日（金）10 時から
質問書の受付期限	令和 8 年 7 月 27 日（月）12 時まで（必着）
質問書の回答期限	令和 8 年 7 月 30 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月）12 時まで（必着）
企画提案書・実力書・見積書の提出期限	令和 8 年 8 月 10 日（月）12 時まで（必着）
書類選考結果通知予定日	令和 8 年 8 月 21 日（金）
プレゼンテーションの実施予定日	令和 8 年 8 月 28 日（金）午前（予定）
最終選考結果通知予定日	令和 8 年 9 月上旬
契約予定日	令和 8 年 9 月中（予定）
成果品納品期限	令和 9 年 3 月 31 日（水）

※上記日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。

6 参加手続

(1) 実施要領等の公開

ア 公開期間 令和 8 年 7 月 17 日（金）10 時から令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時まで

イ 公開方法 本市ホームページにて公開するものとする。

（事務局）

茅ヶ崎市企画政策部広報シティプロモーション課（本庁舎 5 階）

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話：0467-81-7123（直通）

電子メール：kouhoucity@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ：https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

本件提案に係る質問は、任意の様式の質問書により事務局へ電子メールにて送付するものとする。なお、件名は「茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託プロポーザルにおける質問について」と記載すること。送信後は、受信確認のため事務局に連絡すること。

イ 質問書の受付期間

令和 8 年 7 月 17 日（金）10 時から令和 8 年 7 月 27 日（月）12 時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和 8 年 7 月 30 日（木）までに茅ヶ崎市ホームページにて公開するものとする。

（3）参加表明書、企画提案書、実力書及び見積書の提出

ア 参加表明書について

事項	内容
提出資料	正本（様式 1）
部数	1 部
提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月）12 時まで ※時間厳守
提出方法	持参又は郵送。郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
提出先	事務局

参加表明書は、代表者印を押印のうえ提出すること。

イ 企画提案書について

事項	内容
提出資料	正本（様式 2 を表紙とする）／副本（様式 3 を表紙とする）
部数	正本 1 部、副本 7 部（副本は、複写可）
提出期限	令和 8 年 8 月 10 日（月）12 時まで ※時間厳守
提出方法	持参又は郵送。郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
提出先	事務局

企画提案書の作成に当たっては、次の項目について留意すること。

- i) 企画コンセプト：市制施行 80 周年の趣旨を踏まえ、動画により何を伝えるかを記載すること。
- ii) 動画構成・演出：本編の構成案、想定尺、冒頭部分の見せ方、使用する映像表現、テロップ、音楽、ナレーション等について記載すること。なお、プレゼンテーション時にイメージ動画やビデオコンテを用いて説明を行うことができる。
- iii) 茅ヶ崎らしさの表現：本市の歴史・文化、市域全体の自然環境、産業、地域ごとの暮らし、多様な世代の市民の姿等をどのように映像化するかを記載すること（市提供素材を使用する場合は、過去写真等の活用方法について記載すること）。
- iv) 実施体制：本業務の管理責任者、担当者、外部協力者、本市との役割分担、連絡体制について記載すること。
- v) 業務スケジュール：企画、撮影、編集、初稿提出、修正、最終納品までの工程及び進捗管理方法を記載すること。
- vi) その他：仕様書にない事項で、本業務に有益であると考えられる追加提案があれば記載すること。

その他、企画提案書の作成に当たっては、次の事項を遵守すること。

- ・文字は読みやすい大きさ（10 ポイント以上）とすること。

- ・概念図、絵コンテ、引用可能な写真・イラスト等を使用することは差し支えないが、作成費用等は参加者の負担とすること。引用する場合は、必ず参照先を記載すること。
- ・副本には、企画提案者を特定することができる内容（具体的な社名、ロゴ、担当者名等）を記述しないこと。
- ・表紙を除き、A4 判用紙 20 頁以内（両面印刷 10 枚以内）にまとめること。縦横は問わない。

ウ 実力書について

事項	内容
提出資料	正本（様式 4）
記載事項	会社概要、地域プロモーション動画など本件と同種又は類似の業務実績（業務名、発注者名、契約期間、業務概要、動画 URL）。ただし、最大 5 件までとする。
部数	正本 1 部
提出期限	令和 8 年 8 月 10 日（月）12 時まで ※時間厳守
提出方法	持参又は郵送。郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
提出先	事務局

エ 見積書について

事項	内容
提出資料	正本（任意様式）
部数	正本 1 部
提出期限	令和 8 年 8 月 10 日（月）12 時まで ※時間厳守
提出方法	持参又は郵送。郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
提出先	事務局

- ・見積金額は、2（6）契約限度額以下とすること。
- ・見積書には代表者印を押印のうえ提出すること。
- ・企画、撮影、編集、音響、BGM、素材利用、権利処理、修正対応、納品等の内訳が分かるように記載すること。
- ・契約限度額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

（4）プレゼンテーション

ア 実施場所：茅ヶ崎市役所内

イ 実施日時：令和 8 年 8 月 28 日（金）午前（予定）

※詳細は後日、参加資格のある者に連絡する。

ウ 説明者：受託した際の管理責任者又は本業務を主として担当する者が行うものとする。

エ 説明時間：参加者の説明は 15 分以内、質疑応答を 15 分程度とする。

オ その他

- ・プレゼンテーション参加者は 3 人以内とする。また、オンラインによる参加は原則として認めない。

- ・プレゼンテーション時の説明資料は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で使用することができるものとする。追加資料の配付や利用は認めない。
- ・説明に際し、プロジェクター及びスクリーンについては事務局が用意する。パソコンその他の機材を使用する場合は参加者が持参するものとする。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- ・風水害その他やむを得ない事情により、プレゼンテーションの実施が困難と判断した場合は、前日 17 時までには事務局より各者へ連絡する。

7 選考方法

- (1) 本提案は公募とし、選考の対象は、期限までに参加表明書により参加の意思を表明し、参加資格を満たす者（以下「参加者」という。）とする。
- (2) 参加者に対して、企画提案書、実力書及び見積書の提出を要請する。
- (3) 参加表明書の提出が 1 者もなかった場合には、本プロポーザルを無効とする。
- (4) 選考会議は、提出された企画提案書、実力書及び見積書を基に書類選考を行うとともに、プレゼンテーションの機会を設ける。
- (5) 選考会議は、書類選考及びプレゼンテーションの結果をもとにした評価（以下「総合評価」という。）により、委託先として最もふさわしい 1 者を選考する。ただし、総合評価が満点の 60%に満たない者については選定しない。
- (6) 実力書及び見積書の評価は事務局が行い、選考会議の承認を得るものとする。また、企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、選考会議の各委員が個別に行うものとする。
- (7) 参加者が 4 者以上であった場合、選考会議において書類選考を行い、上位 3 者をプレゼンテーションによる評価の対象とする。
- (8) 事務局が採点した点数は、各提案者に係る共通点として、各選考委員が採点した企画提案書及びプレゼンテーション等の評価点に加算し、各委員の総合点を算出するものとする。
- (9) 総合評価について、最高得点の者が複数ある場合は、企画提案書、プレゼンテーション、実力書、見積書の順で比較し、得点が高い者を優先する。なお、全てにおいて同点の場合は、選考会議に諮って決定する。
- (10) 選考された者が辞退した場合は、次点の者を委託先候補者とする。ただし、総合評価が満点の 60%に満たない者については選定しない。

8 評価基準

選考の評価は、提出された企画提案書、実力書、見積書及びプレゼンテーションにより行うこととする。配点は、企画提案書 65 点、実力書 10 点、見積書 5 点、プレゼンテーション 20 点の 100 点満点とし、選考会議委員の合計点により選考を行うこととする。

評価基準の詳細は、別紙「茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託評価基準」を参照すること。

9 結果の通知

- (1) 書類選考結果の通知

予定日：令和 8 年 8 月 21 日（金）

選考された者には、選考の旨及びプレゼンテーションへの参加を要請する書面を郵送により通知するものとする。なお、プレゼンテーションへの参加を要請する者には、電話又は電子メールでも通知する。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨並びにその理由（非選考理由）を書面により通知するものとする。

（２）最終選考結果の通知

選考結果は、本市より令和８年９月上旬までに郵送で通知するものとする。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨並びにその理由（非選考理由）を書面により通知するものとする。

１０ 選考結果の公表

選考結果は評価の公正性、透明性、客観性を示すため、結果を公表するものとする。なお、選考結果は茅ヶ崎市ホームページに掲載し、公表する項目は、参加事業者名、採択結果（合計点数）のみとする。ただし、受注候補者以外の参加事業者名は公表しない。参加表明書、企画提案書、実力書及び見積書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について提出者と協議をおこない、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

１１ 契約

（１）受注候補者として選考された者との業務委託は、地方自治法第 234 条第 2 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）の規定に基づき、茅ヶ崎市財務規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 14 号）及び茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 15 号）に定めるところにより決定するものとする。

（２）選考結果は、本市の契約その他の行為の意思決定である支出負担行為のための手続が完了するまでは、本市における契約上の効果をもたないものとする。

（３）委託契約の期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

（４）契約締結に当たっては、選考された者と本市が協議のうえ、企画提案書の内容を基本として仕様書の内容を確定するものとする。ただし、企画提案書の内容すべての実施を保証するものではない。

１２ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とするものとする。

- （１）提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- （２）提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- （３）虚偽の内容が記述されている場合
- （４）見積金額が契約限度額を超過した場合
- （５）その他本要領に違反すると認められた場合
- （６）選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- （７）評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- （８）著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害するおそれのある提案を行った場合

１３ その他

（１）参加表明書、企画提案書、実力書及び見積書の作成と提出に係る費用は、参加者の負担とする。

（２）提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は、原則として認めない。提出に際しては、点検・見直しを十分に行うこと。

（３）郵便、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。

（４）参加表明書、企画提案書、実力書及び見積書は、返却しない。

（５）評価の経緯及び結果についての審査請求は受け付けないものとする。

（６）提出資料に含まれる著作物、写真、イラスト、映像、音楽等について、第三者の権利を侵害しないよう参加者の責任において必要な処理を行うこと。

（７）本業務により制作する成果品の著作権及び使用権の取扱いについては、仕様書及び契約書に定めるものとする。市は、市ホームページ、SNS、動画配信サービス、イベント上映、報道提供その他広報目的で成果品を使用できるものとする。

（８）本要領に定めのない事項については、本市と参加者が協議のうえ決定する。

1 4 問い合わせ先

事務局 茅ヶ崎市企画政策部広報シティプロモーション課

所在地 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

電 話 0467-81-7123（直通）

電子メール kouhoucity@city.chigasaki.kanagawa.jp